

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定疾病の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	国民健康保険法施行令第 29 条の 2 第 8 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	健康保険法施行令第 41 条第 9 項 昭和 59 年 9 月 28 日厚生省告示第 156 号
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>長期にわたり継続して著しく高額な治療が必要となる特定疾病（長期高額疾病）については、被保険者の属する世帯の世帯主による申請に基づき、当該療養に係る医療費の限度額を 1 万円（ただし、上位所得者の区分の世帯に属する 70 歳未満の被保険者の人工透析に係る診療については 2 万円）とする。対象となる疾病は次のとおりである。</p> <p>(1) 人工透析を実施している慢性腎不全</p> <p>(2) 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害及び先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病）</p> <p>(3) 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（H I V 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>7 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日